

○長崎県ビジネス支援プラザ条例

平成16年12月22日

長崎県条例第75号

改正 平成26年3月31日条例第30号

平成31年3月22日条例第14号

長崎県ビジネス支援プラザ条例をここに公布する。

長崎県ビジネス支援プラザ条例

(設置)

第1条 本県の産業構造の高度化及び多様化を推進し、地域経済の発展を図るため、新たな産業及び高付加価値型の産業を創出し、並びに育成する拠点として、長崎県ビジネス支援プラザ（以下「支援プラザ」という。）を長崎市に設置する。

(事業)

第2条 支援プラザにおける事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 誘致企業が事業活動を行うための施設の提供
- (2) 創業者を育成するための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援プラザの設置の目的を達成するために必要な事業

(支援プラザの管理)

第3条 支援プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 支援プラザの使用の許可に関する業務
- (2) 支援プラザ及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援プラザの運営に関して知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 支援プラザの管理に関する事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定の基準)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、支援プラザを使用しようとする者の公平な使用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、支援プラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った支援プラザの管理を安定して行うことができるものであること。

(使用対象者)

第7条 第2条第1号の施設を使用することができる者は、次に掲げるいずれの事項にも該当するものとする。

- (1) 製造業、ソフトウェア業その他知事が必要と認める事業のために使用すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第2条第2号の施設を使用することができる者は、次に掲げるいずれの事項にも該当するものとする。

- (1) 新たに創業しようとするものであること又は使用開始の時点で創業後5年を経過していないものであること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(使用の許可等)

第8条 支援プラザを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 支援プラザ及びその附属設備を毀損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、支援プラザの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可に、支援プラザの管理上必要な範囲内で条件を付することができる

る。

- 4 第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は許可を受けた場所の全部若しくは一部を転貸してはならない。

（使用許可の取消し及び使用の中止）

第9条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はその使用を中止させることができる。

- (1) その使用が前条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (2) 前条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 前条第4項の規定に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正な行為により前条第1項の許可を受けたとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

（使用許可事項の変更）

第10条 使用者が第8条第1項の規定により許可を受けた事項を変更し、又は使用を中止しようとするときは、直ちに指定管理者へ届け出なければならない。

（使用期間）

第11条 第8条第1項の許可の期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる施設 3年
- (2) 第2条第2号に掲げる施設 次の区分に応じ、当該区分ごとに定める期間
 - ア 創業準備室 6月
 - イ 小創業者育成室 1年
 - ウ 中創業者育成室 2年

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、同項各号に定める期間（同項第1号に掲げる施設にあつては2年とし、同項第2号ウに掲げる施設にあつては1年とする。）を限度として使用期間を更新することができる。ただし、同項第2号に掲げる施設については、使用期間が通算して5年を超えることはできない。

（使用料）

第12条 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料の納期限は、使用を開始する日の属する月の使用料にあつては、当該開始日の属する月の末日、翌月以降の使用料にあつては、それぞれ前月の末日までとする。

3 使用者が、商談室及び展示交流室を指定管理者の許可を受けて使用するときは、使用料を徴収しないものとする。

(使用料の減免)

第13条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、知事の承認を得て、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 第9条第5号の規定により使用の許可を取り消されたとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により支援プラザの使用ができなくなったとき。

(原状回復)

第15条 使用者は、支援プラザの使用を終了したとき又は第9条各号の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第16条 支援プラザ及びその附属設備を毀損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、支援プラザの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第30号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日条例第14号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表 (第12条関係)

区分	最初の使用開始日からの 期間	単位	使用料
誘致企業向け貸事務室	3年以内	1平方メートルにつき 1月	1,040円

	3年を超え5年以内	1平方メートルにつき 1月	2,610円
創業準備室、小創業者	1年以内	1平方メートルにつき 1月	1,040円
育成室及び中創業者育	1年を超え2年以内	1平方メートルにつき 1月	1,570円
成室	2年を超え3年以内	1平方メートルにつき 1月	2,090円
	3年を超え4年以内	1平方メートルにつき 1月	2,400円
	4年を超え5年以内	1平方メートルにつき 1月	2,610円

備考

- 1 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 2 月の途中で使用を開始し、又は終了するときは、その月の使用料は、日割計算による。